

令和8年度

南城市開発事業に関する運用・技術基準
策定及び条例改正支援業務

プロポーザル実施要領

南城市開発事業に関する運用・技術基準策定及び条例改正支援業務

プロポーザル実施要領

本市では、平成 22 年に南城市開発事業手続条例（以下、「条例」という。）及び南城市開発事業手続条例施行規則（以下、「規則」という。）を制定し、市、市民、事業主等の協働による地域特性に応じた良好な住環境の保全及び都市環境の形成を図ることを目的として運用を行ってきた。しかしながら、条例制定から一定の年数が経過し、都市計画法をはじめとする関係法令の改正や社会情勢の変化等に対応するため、条例及び規則の運用基準・技術基準を整備するとともに、条例改正の検討時期に差しかかっている。本業務では、条例・規則の運用実態及び関係法令の改正内容等を踏まえた調査・検討を行い、「南城市開発事業に関する運用・技術基準」及び逐条解説の策定並びに条例改正に向けた必要な資料作成等の支援を行う事業者を選定するためのプロポーザルの内容を定めるものとする。

1. 業務の概要

(1) 業務名

南城市開発事業に関する運用・技術基準策定及び条例改正支援業務

(2) 業務内容

別紙の「南城市開発事業に関する運用・技術基準策定及び条例改正支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌営業日から令和 9 年 2 月 2 6 日までとする。

(4) 委託料

委託料の提案上限額：7, 3 9 2, 0 0 0円（消費税及び地方消費税込み）

※提案内容にかかわらず、(4) の上限額を超える提案は受け付けない。また、各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

また、この金額は契約額等を示すものではない。

2. スケジュール

	項 目	日 程
1	公募の開始	令和 8 年 5 月 1 8 日（月）から
2	実施要領、企画提案等に関する質疑	令和 8 年 5 月 2 7 日（水）から 令和 8 年 5 月 2 8 日（木）まで
3	実施要領、企画提案等に関する回答	質問受付後、全応募者に対し速やかに回答
4	参加表明書等の提出期限	令和 8 年 6 月 3 日（水）まで
5	参加表明書の確認結果の通知	確認次第、全応募者に対し速やかに回答
6	企画提案書等の受付期間	令和 8 年 6 月 8 日（月）から 令和 8 年 6 月 1 0 日（水）まで
7	プレゼンテーション審査	令和 8 年 6 月 1 8 日（木）予定
8	審査結果の通知	選定後 1 週間以内に文書にて通知

3. 参加資格

技術提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 南城市建设工事ににかかる指名停止等の措置に関する要綱（平成 18 年告示第 59 号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続を開始決定がなされていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (8) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有するものであること
- (9) 沖縄県内に本社、支社又は営業所もしくは事務所を有する法人であること。（複数事業者による共同提案の場合には代表者がこの条件を満たしていること。）
- (10) 業者選定前 6 月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分から 2 年経過していること。
- (11) 公告の日から過去 3 年以内に本市から契約解除をされていないこと。

4. 担当部局

本公募に係る提出先及びお問合せ先は以下の通りとする。

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地 南城市役所 2 階

南城市土木建築部 都市計画課（担当：仲村、大城）

電話：098-917-5350 FAX：098-917-5413

E-mail：nakamura00512@city.nanjo.lg.jp

CC：toshikeikaku@city.nanjo.lg.jp（都市計画課代表メール）

※メール利用の際は CC に追加すること

5. 参加表明書の要件

参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 業務の実績

参加表明書を提出する者は、令和2年度以降に元請けとして完了した業務で、以下に掲げる業務の実績を1件以上有すること。

- [1] 同種業務：都市計画法に基づく諸基準（運用基準、技術基準等）の策定、又はこれらに係る策定支援・コンサルティング業務
- [2] 類似業務：都市計画・まちづくり分野における運用基準・技術基準の策定、都市計画関連の計画策定、又は開発許可制度等に関する調査・検討に係るコンサルティング業務

(2) 配置予定技術者

配置予定技術者の要件は、以下のいずれかのおりとする。

予定管理技術者及び予定担当技術者に求める資格

- [1] 技術士（建設部門－都市及び地方計画）
- [2] 一級建築士
- [3] R C C M（都市計画及び地方計画）

(3) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出部数、提出期限

①提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書（様式1）
- (イ) 会社概要（様式2）
- (ウ) 業務経歴書（様式3）
- (エ) 配置予定管理技術者の経歴等（様式4）
- (オ) 配置予定担当技術者の経歴等（様式5）
- (カ) 定款の写し
- (キ) 商業登記簿謄本の原本又は写し
- (ク) 印鑑証明書の原本又は写し（(ア)、(コ)の使用印鑑と整合していること）
- (ケ) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市県民税の滞納がない証明書（提出日前3か月以内に発行したものに限り）の原本又は写し
- (コ) 複数事業者による共同提案の場合は、その代表事業者及び構成事業者間で交わされた協定書等（押印のあるもの）の写し

※令和7・8年度南城市入札参加資格登録業者名簿に登録されている者はキ、クの提出書類は省略。

※証明書類は写りが鮮明であればコピー機による写しでも構いません。

②提出期限

令和8年6月3日（水）午後5時まで（必着）

③提出先

事務局に提出すること

④提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに事務局窓口へ提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとする。

※申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

※提出された申請書等は、返却しない。

⑤提出部数

提出書類各9部（正本1部、副本8部） ※副本は正本の写しでよい。

⑥参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果を電子メール（Eメール）にて通知します。

6. 企画提案書等の作成及び提出要領

(1) 提出が必要な書類について

以下の（ア）～（オ）を提出すること。また、（ア）～（オ）については順番に綴じること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
（ア）企画提案書表紙 （様式6）	・ A4判で作成すること。
（イ）業務実施体制 （様式7）	・ 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。 ・ 担当技術者は、実施する各分担業務毎に記載すること。
（ウ）実施方針・工程表 （様式8）	・ 本業務の目的等を踏まえて、本業務を実施する際の実施方針を記載する。 ・ 工程計画は、配置予定技術者の専門分野、過去に従事した業務等の実績を踏まえ記載する。
（エ）企画提案書 （様式9）	（1）「条例・規則の運用実態及び課題の整理方針」 ・ 条例及び規則の運用実態の分析・整理の方針について、調査方法、類似する他自治体を参考に提案すること。 ・ A4判2枚以内で記載する。
	（2）「運用・技術基準の策定方針」

	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説・許可基準・手続きフロー等を含む「南城市開発事業に関する運用・技術基準」の策定にあたっての具体的な手法・進め方を提案すること。 ・A4判2枚以内で記載する。
(オ) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の記載内容以外に有益な提案があれば記載する。 ・記載様式は、特に定めないがA4判2枚以内で記載する。
積算内訳書（見積書）	<p>本業務の委託範囲内の費用を見積もること。A4判であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案上限額を超えてはならない。 ・項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載する。 ・宛名は南城市長宛とする。 ・日付は提出日とする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ①提案内容は、仕様書の「6. 業務内容」について作成し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を記載すること。
- ⑤フォントの種類については制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。
- ⑥別紙「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。

(3) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）※副本は正本の写しでよい。

(4) 提出期間

令和8年6月8日（月）午前9時から令和8年6月10日（水）午後5時まで（必着）

(5) 提出先

事務局に提出すること

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに事務局窓口へ提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとする。

※申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

※提出された申請書等は、返却しない。

7. 質問及び回答

実施要領、仕様書、企画提案等に関する質問は、「質疑事項」(様式 11)により、事務局担当者及び都市計画課代表メールアドレス(CC:)へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

①電子メール以外での質疑は受け付けない。(電話での質疑応答には一切応じない)。

②質疑の受付は令和8年5月27日(火)9時から令和8年5月28日(木)午後3時までとする。

③質疑に対する回答は、全参加事業者に対し電子メールにて回答を行う。

8. 受託者審査選定方法

(1) 基本的な考え方

本委託業務の受託者の審査選定に当たっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき南城市開発事業に関する運用・技術基準策定及び条例改正支援業務技術提案書選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による審査

参加資格要件、提出書類等の不備等の基本的事項を確認し、業務実績や配置予定管理技術者等について評価する。(参加資格要件の確認結果については提案書提出期限までに電子メールにて通知します。)

②選定委員による審査

事務局による審査の結果を受けて、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、仕様書及び以下の評価審査項目によって企画提案の内容を総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が5者以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。

③受注候補者の決定

①の審査を通過し②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位を決定する。また、選定委員会が設ける基準点を超えない場合は受注候補者とししない。

(3) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

- (ア) 1事業者につき、30分の持ち時間（提案内容説明20分、質疑10分）とする。
ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。
- (イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象とししない。
- (ウ) プレゼンテーションは実際に業務に携わる責任者が行うこと。

②プレゼンテーションの実施日（予定）

- ・日時：令和8年6月18日（木） ※時間についてはメールにて別途通知。
- ・場所：南城市役所 ※会場についてはメールにて別途通知。

③使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材（PC、タブレット端末、レーザーポインタ、スピーカー等）は全て提案手法に応じて提案者が用意すること。ただし、ディスプレイモニター、電源コードリール、ディスプレイケーブル（RGB、HDMI）については市で用意する物を使用して構わない。

※事前に動作確認したい場合には令和8年6月10日（水）午後4時までに事務局へ連絡すること。（Eメール可）。

(4) 評価基準及び配点について

評価項目	評価の視点	配点
企業評価・予定技術者の評価	・ 同種・類似業務の実績。	10
	・ 配置予定管理技術者、担当技術者の資格。 [1] 技術士（建設部門—都市及び地方計画）5点 [2] 一級建築士 5点 [3] R C C M（都市計画及び地方計画）2.5点 ※両技術者とも最高点のみ適用。	10
実施体制	・ 本業務を実施するために必要な体制となっているか。 （条例改正・技術基準策定に向け必要な専門性が確保されているか。）	10
実施方針	・ 本業務の目的や趣旨について、高い理解度があるか。 ・ 市の実情（地域特性・現行条例の運用実態等）を把握した方針となっているか。 ・ 実現性の高い提案となっているか。	10
条例・規則の運用実態及び課題の整理方針	・ 現行条例・規則の課題を把握するための調査・分析方法が具体的に提案されているか。 ・ 市民・事業者・行政の視点から、運用上の問題点を抽出する手法が明確であるか。 ・ 類似する他自治体を参考に提案されているか。	30
運用・技術基準の策定方針	・ 逐条解説・許可基準・手続フロー等を含む運用・技術基準の策定にあたっての具体的な手法・進め方が提案されているか。 ・ 成果物の構成が明確に示されているか。 ・ 手続フローが図示され、わかりやすく整理されているか。 ・ 条例改正の検討プロセスが明確に示されているか。	30
その他	・ 別紙「仕様書」以外の有益な提案。	20
合 計		120

9. 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

- ① 評価委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知するとともに、受注候補者については市の掲示板及びホームページにおいて公告を行う。ただし、審査結果について、異議の申し立ては受け付けない。
- ② 選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

(2) 契約交渉

受注候補者である旨の通知を受領した者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きし、受託者となること。受注候補者との協議が整わない場合は、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

10. 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」(様式10)を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 持参または郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。ただし、不慮の事故等による紛失または遅延等による場合は、その日から1週間以内に提出すること。
- (2) 持参の場合は午前9時から午後5時までに、郵送の場合は午後5時までに事務局へ必着のこと。

11. 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合または、満たすことができなくなった場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 定められた提出方法、提出期限に適合しないもの。
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (5) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (7) 契約を締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- (8) 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合。

- (10) 審査決定から契約締結日までの期間において、南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の規定による指名停止等の措置を受けた場合。
- (11) 提案上限額（税込）を超える見積金額で積算された提案書。

12. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。
また、返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を評価委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。
- (8) やむを得ない理由により来庁自粛や企画提案公募の中断又は延期、中止などが決定した場合には市ホームページに掲示するとともに、参加表明者に対してメールで通知する。